

問 介護保険料の引き下げ、及び減免について伺う。

町長 本町は介護保険広域連合に加盟しているのですが、福岡県介護保険広域連合においても、低所得者への配慮として、所得段階保険料の多段階制を導入し、低所得者の負担率軽減を図っている。

健康福祉課長 介護保険広域連合における保険料減免は、第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持するものが、震災、風災害及び火災等の災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたときや死亡、心身の重大な障害、長期入院等により、その者の収入が著しく減少したとき。また、事業・業務の休廃止、失業並びに干ばつ、冷害等より著しく収入が減少した場合等が該当することとなって

いる。

問 高すぎる保険料を基金を使って引き下げを広域連合へ要求するべきでは。

健康福祉課長 現在の保険料は、福岡県介護保険広域連合の第4期介護保険計画により、平成21年から平成23年度までの保険料となっている。

福岡県介護保険広域連合における介護給付費準備基金の平成20年度末積立金は、17億5千万円ある。その内訳は、平成15年から17年度の第2期介護保険料残金として、3億9千万円、平成18年、19年度の第3期介護保険料残金として、11億1千万円、及び国からの保険者支援金の2億5千万円となっている。この準備基金については、平成21年度から平成23年度における第4期の1号被保険者負担分に対し保険料収入が不足する分を補うために、2期及び3期の保険料残金

による基金15億円を充当することとしている。

平成21年度においても、平成20年度の第3期分の介護保険料の残金11億9千万円を介護給付費準備基金として積立てを行っており、平成24

年から平成26年までの第5期の保険料に充当することとしている。

問 公契約条例を制定する考えはないのか。

町長

公契約条

例の制定については、本町における入札・契約制度構築が優先と考え、現段階では公契約条例制定に向けての議論はしておらず制定する予定はない。

公契約条例は、2009年9月に全国ではじめて千葉県野田市において、条例が制定されている。野田市においては、公契約業務に従事する労働者の賃金水準を確保するために公契約法の必要性を国に対して働きかけるための先駆的な条例として制定されたと聞いている。

この制度については、憲法、地方自治法及び労働法などの観点から議論がなされているところであり、また、地方自治体における政策の合理性にも問題があると考えられる。

労働条件の向上のための規制については、国全体の政策として実施すべきであり、国が速やかに必要な措置を講ずることが重要であると考えているが、今後、国の動向や県並びに各市町村の状況を注視していきたい。

思い出の童謡等をみんなで歌いながらの音楽リハビリテーション



公契約条
例は、20
09年9月
に全国では
じめて千葉
県野田市に
おいて、条

